

教務委員会規約

(設置)

第1条 中部大学工学部都市建設工学科（以下「本学科」と称する）に教務委員会（以下「本委員会」と称する）を置く。

(職務ならびに目的)

第2条 本委員会は、本学科の技術者育成に必要な教育プログラムを評価・点検するカリキュラム検討委員会、教育支援検討委員会ならびにFD検討委員会（以下「3検討委員会」と称する）を統括し、本学科の学習・教育目標、学習・教育の量、教育手段、教育環境、学習・教育目標の達成、教育改善に関する実施・計画案について協議することを目的とする。本委員会での決定事項は学科会議へ付議する。

(組織)

第3条 本委員会は、JABEE担当教員1名およびカリキュラムの専門分野を構成する6分野からの代表教員6名をもって組織する。

第4条 本委員会に委員長および副委員長を置く。委員長および副委員長は、本委員会から各1名ずつ互選する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員長は、本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会が必要と認めたときは、本委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議内容)

第7条 3検討委員会による合同会議から提言される、本学科の教育プログラムに関する改善策を協議する。さらに、学科会議の議を経た後に、その実施計画を協議する。その他、本委員会が必要と認めた事項について協議する。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、年2回程度開催する。ただし、3検討委員会の活動、あるいは都市建設工学科の活動に配慮した上で、必要に応じて開催する。

(検討委員会および合同会議の設置)

第9条 本委員会は、下部組織としてカリキュラム検討委員会、教育支援検討委員会ならびにFD検討委員会の3検討委員会およびその合同会議を置く。

2 3検討委員会および合同会議の規約は別に定める。

(情報の公開)

第10条 本委員会の議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第11条 本規約を定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項があれば、これを別に定める。

(付則) 本規約は、平成18年3月16日から施行する。

2 本規約の改正は、学科会議の議を経るものとする。